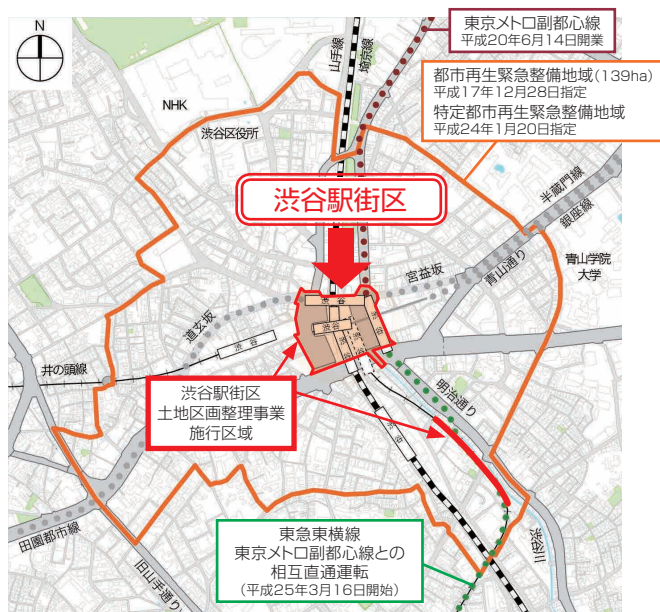


渋谷駅街区

渋谷駅周辺を安全で快適 さらに利便性の高い交通結節点に強化します

位置図



出典：渋谷駅街区基盤整備方針(平成20年6月)を一部加筆修正

事業概要



上記のほかに、東口地下(東口地下広場整備、渋谷川移設、地下貯留槽整備※)、西口地下(西口タクシープール整備等)における整備がある。

※土地区画整理法第2条第2項施設

事業名称：東京都市計画事業
渋谷駅街区土地区画整理事業

施行者：東急株式会社
独立行政法人都市再生機構

面積：約5.5ha

期間：平成22年度～令和18年度

背景・課題

駅施設の耐震性・利便性向上の必要性

- 駅施設は大正時代から増改築が繰り返されており、耐震性の向上、バリアフリー化、乗換利便性の向上などが必要となっている。

駅周辺の利便性向上の必要性

- 安全で快適な歩行者空間の確保、交通結節機能の強化、自動車交通の混雑や錯綜の改善など、多くの課題を抱えている。

事業のポイント

公共と民間との協力のもと、一体的な事業を実施

- 渋谷駅の機能更新と再編、駅前広場や道路などの公共施設の再編・拡充、駅ビルの再開発を一体的に行うことにより、限られた空間に多様な機能を集積し、安全で快適な都市空間を創出する。
- 渋谷駅周辺地域における開発の連鎖による総合的なまちづくりの契機となる事業。

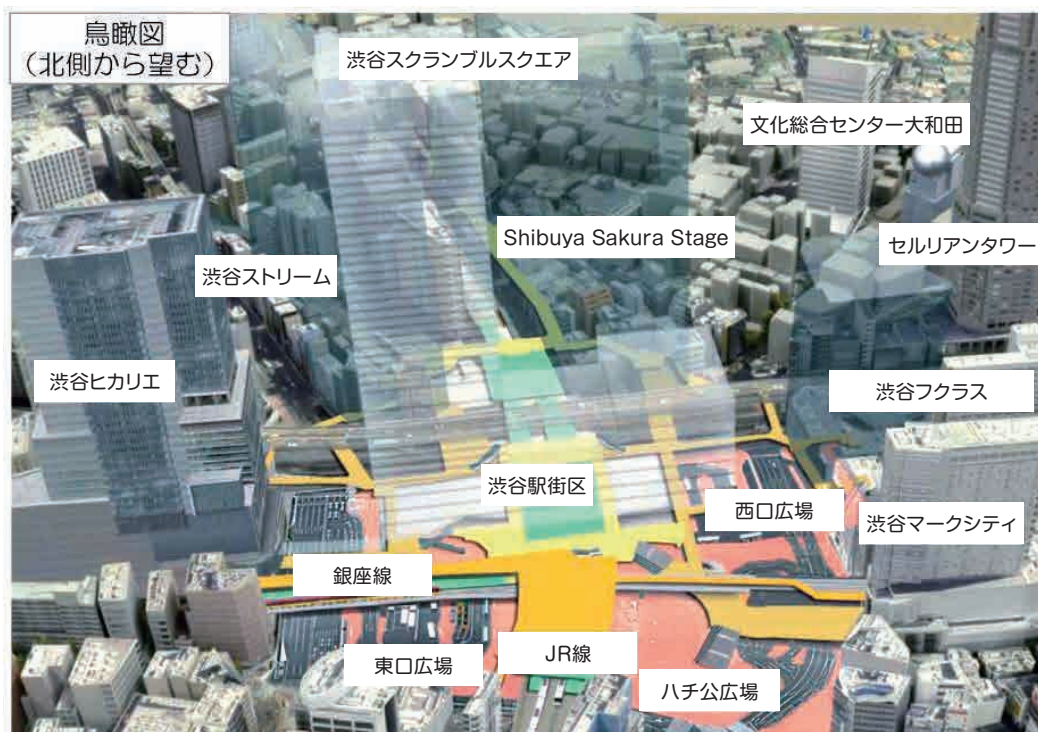
中立性・公平性を有するURの参画

- 民間主体で行う鉄道改良事業や駅ビルの再開発と一体的に都市基盤等の公共施設整備と街区の再編を行う。
- 駅前広場や河川等の輻輳する都市基盤整備において、国道、都道、区道、河川管理者等との調整や土地所有者間の権利調整が必要であり、中立性・公平性を有するURが、土地区画整理事業により、公民連携による駅周辺の都市再生事業を進める。

経緯

H17年 12月	● 都市再生緊急整備地域指定(渋谷駅周辺地域)
H19年 9月	● 渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007公表
H20年 6月	● 渋谷駅街区基盤整備方針公表
H21年 6月	● 都市計画決定及び変更(区画整理、東西駅前広場、銀座線、渋谷川等)
H22年 3月	● 地権者から事業参画要請
H22年 10月	● 渋谷駅街区土地区画整理事業 施行認可
H23年 2月	● 土地区画整理事業の工事着手
H23年 3月	● 渋谷駅中心地区まちづくり指針2010公表
H23年 8月	● 都市計画決定(地区計画ほか)
H24年 1月	● 特定都市再生緊急整備地域指定(渋谷駅周辺地域)
H24年 10月	● 渋谷駅中心地区 基盤整備方針公表
H25年 6月	● 都市計画決定(都市再生特別地区)
H27年 8月	● 事業計画変更(第1回)認可
H28年 3月	● 事業計画変更(第2回)認可
R元年 11月	● 渋谷駅東口地下広場供用開始、スクランブルスクエア第1期(東棟)開業
R2年 8月	● 雨水貯留槽供用開始
R4年 2月	● 事業計画変更(第3回)認可
R8年 3月	● 事業計画変更(第4回)認可

整備の内容



土地区画整理事業の整備範囲は、東口駅前広場整備、銀座線橋脚移設、東口地下広場整備、渋谷川移設、地下貯留槽整備※、西口駅前広場整備、西口タクシールール整備、自由通路整備※です。 ※土地区画整理法第2条第2項施設

出典：渋谷駅中心地区基盤整備都市計画の概要(平成27年6月)を一部加筆修正

基礎情報

【所在地】 東京都渋谷区
【都市計画】 商業地域他

事業詳細情報

施行後 【公共用地】 約 4.0 ha
【宅地】 約 1.5 ha